

松江市立病院入院患者の面会に関する規程

（目的）

第1条 本規程は、松江市立病院の入院患者（以下、「患者」という。）の療養環境の維持、安全の確保、および院内感染の防止を図りつつ、円滑な面会を実施することを目的とする。

（面会時間と人数）

第2条 面会時間は、平日、土曜、日曜および祝日を問わず、15時から19時までとする。

2 患者1名に対する1回の面会時間は、15分以内とする。

3 病室内での混雑と感染リスクを避けるため、1回の面会は少人数で行うものとする。

（面会の手続きと方法）

第3条 面会希望者は、入館時に必ず入口にて「面会受付票」に必要事項を記入し、総合案内または守衛室へ提出しなければならない。

2 面会は、患者本人が面会を希望し、かつ許可した場合に限り認めるものとする。

3 面会には、原則として病棟デイルーム・デイコーナーを利用するものとする。

（院内感染防止対策）

第4条 面会者は、院内においては必ずマスクを着用するものとし、面会前および面会終了後に備え付けの消毒液による手指消毒を行うなど、感染対策に努めるものとする。

2 面会者に発熱、咳、咽頭痛など呼吸器感染症の症状がある場合は、原則面会を禁止する。

3 衛生管理の観点から、院内への生花の持ち込みは原則禁止とする。

（面会の制限）

第5条 以下の各号のいずれかに該当する場合は、面会を制限または禁止することがある。

（1）患者の病状が悪化している場合、または安静を必要とする場合

（2）医療行為や看護ケアの実施時間帯である場合

（3）その他、院内管理上、病院長が面会を制限すべきと判断した場合

2 ICU病棟では患者の家族のみが面会できるものとし、家族であっても乳・幼児期の子どもの面会は感染予防の観点から禁止とする。

3 3階東病棟では患者の病状管理および治療環境保護のため、家族以外の面会を制限する。

（面会者の遵守事項）

第6条 面会者は、他の患者等の迷惑とならないよう静粛に身を処さなければならない。

2 他の患者への配慮、および治療上の食事管理・衛生管理の観点から、病室内での面会者の飲食（デイルームは除く。）及び許可のない患者への飲食物の差し入れは禁止とする。

（特例措置）

第7条 医師または看護師から個別に依頼や指示があった場合、および病状の説明、手術の立ち会い、危篤など緊急かつやむを得ない事由がある場合は、第2条から前条までの規定にかかわらず、この限りではない。

2 主治医は、面会者が本規程に違反し、又はそのおそれがあると認めるときは、直ちにその面会を中止させることができる。

附 則

本規程は、2026年6月1日より施行する。